

無鄰菴条例の全部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第14号

無鄰菴条例の全部を改正する条例の施行期日を定める規則

無鄰菴条例の全部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第68号）の  
施行期日は、平成25年6月1日とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）